

令和 年分

農業所得申告準備ノート

大石田町町民税務課

～目次～

	収支計算とは？	・・・P1			
収入	①販売金額	・・・P2	経費	㊲作業用衣料費	・・・P11
	②家事消費・事業消費	・・・P2		㊳農業共済掛金	・・・P11
	③雑収入 収入金額	・・・P3		㊴荷造運賃手数料	・・・P12
	⑧雇人費	・・・P4		㊵土地改良費	・・・P12
	⑨小作料・賃借料	・・・P4		㊶雑費	・・・P13
	⑪貸倒金	・・・P5	その他	㊷～㊸空欄	・・・P13
	⑫利子割引料	・・・P5		減価償却費	・・・P14
	㊹租税公課	・・・P6		⑩減価償却費の計算	・・・P15
経費	㊺種苗費	・・・P7		主な資産の耐用年数及び償却率	・・・P16
	㊻素畜費	・・・P7		経費合計	・・・P17
	㊼肥料費	・・・P7		専従者について	・・・P17
	㊽飼料費	・・・P8			
	㊾農具費	・・・P8			
	㊿農薬衛生費	・・・P8			
	㊽諸材料費	・・・P9			
	㊾修繕費	・・・P9			
	㊿動力光熱費	・・・P10			

収支計算

◎ 『収支計算』とは？

- 『農業所得』の計算は、



農業にかかったもの
だけです！

その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から、かかった経費を引いたものです。収入から支出を引く『収支計算』で計算します。

収入

-

かかった
費用

=

所得

◎ 『収支計算』を行うには？

- 収入金額とかかった経費の金額がわかる領収書などを取っておき、書き出すことが必要です。
- それぞれの項目に分けて1年間の集計を行い、それをもとに収入と支出の内訳書を作ってください。
- 収支計算に関する書類は、5年間は保存しておいてください。

〈収入金額のわかる書類〉

- 出荷金額証明書、出荷伝票、納品書（控）など

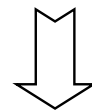
〈必要経費のわかる書類〉

- 領収書など

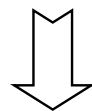
この他に、農産物の出荷や購買代金の明細書、販売代金の入金や購入代金が引き落とされる口座の通帳なども必要です。

ページごとに項目が分かれています。

『収入』と『経費』にわけて書き出してみましよう。
それぞれページごとに合計してみましよう。



項目の番号は『収支内訳書』と同じ番号になっていますので書き写してみましよう。



申告会場には『収支内訳書』とこのノートをお持ちください。

① 販売金額

§ 販売金額になるもの

* 農産物（米・野菜・加工品など）を売った代金



- ア. 農協等が出す『出荷金額証明書』の出荷金額
- イ. 市場等に出荷して受取った領収書等の合計金額
- ウ. 露店などで農産物を売った金額

※農協の出荷金額証明書の出荷経費は①荷造運賃手数料になります。
販売金額から出荷経費を差し引いていませんか？
確認してください。

科目	月日	摘要	金額
販売金額	米	米出荷金額(農協等の証明書より)	
	すいか		
	野菜		
	その他		
	計		①

～ 収支内訳書〈科目①〉に記載～

② 家事消費・事業消費金額

§ 家事消費・事業消費金額になるもの

* 自分の家で食べる米（飯米）や野菜など

* 親せきに贈った米や野菜など

* 小作料をお金の代わりに米などで支払った分

- ・ 計算するときは、出荷単価などで計算しましょう。

【例】飯米10俵ある場合

$$1,200,000\text{円} \div 100\text{俵} = 12,000\text{円}$$

(証明書の出荷金額) (数量) 1俵単価

$$12,000\text{円} \times 10\text{俵} = 120,000\text{円} \rightarrow \text{家事消費}$$

科目	月日	摘要	金額
事業(家事)消費	米	家事消費(飯米)	
	すいか		
	野菜	家事消費	
	その他		
	計		②

～ 収支内訳書〈科目②〉に記載～

⑪ 貸倒金

§ 貸倒金とは？

- 売上げとして収入にあげたが、お金が未回収になってしまったものを言います。

月	日	摘要	金額
計		⑪	

～ 収支内訳書〈科目⑪〉に記載～

⑫ 利子割引料

§ 利子割引料とは？

- 農業のための借入金（農地の取得資金や農業機械の購入）の支払利息
（農協・銀行発行の利子証明書が必要）



**利子割引料に該当しないもの
元金の月々の返済額は該当しません。**

月	日	摘要	金額
計		⑫	

～ 収支内訳書〈科目⑫〉に記載～

⑧ 飼料費

§ 飼料費とは？

- ・ 飼料を買った金額

月	日	摘要	金額
計		⑧	

～ 収支内訳書〈科目⑧〉に記載 ～

⑨ 農具費

§ 農具費とは？

- ・ 10万円未満の農具
例：噴霧器、草刈機など



農具費にならないもの

10万円以上の農具については⑩減価償却費になります。

月	日	摘要	金額
計		⑨	

～ 収支内訳書〈科目⑨〉に記載 ～

⑩ 農薬衛生費

§ 農薬衛生費とは？

- ・ 農薬や除草剤
- ・ 共同防除費
- ・ 無人ヘリコプター共同防除負担金等

月	日	摘要	金額
計		⑩	

～ 収支内訳書〈科目⑩〉に記載 ～

⑩ 減価償却費

§ 減価償却費とは

- 10万円以上の農業用の建物や車両・農機具の購入代金を、耐用年数に分けて毎年かかった費用にします。
- 取得価格が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等に経費とすることもできます。（一括償却資産）

◎平成19年4月1日以降に購入した場合（定額法）

$$\text{取得価格} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{農業割合} = \text{その年分の減価償却}$$

例1)

令和5年8月 コンバイン購入 取得価格350万円 農業割合100%

新耐用年数7年 償却率0.143（平成21年以降）

申告年	計算式	必要経費算入額	未償却残高
令和5年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (5月/12月) \times 100\%$	208,542	3,291,458
令和6年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	2,790,958
令和7年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	2,290,458
令和8年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	1,789,958
令和9年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	1,289,458
令和10年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	788,958
令和11年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	288,458
令和12年分	前年未償却残高-1	288,457	1

中古資産の耐用年数はP16を参照してください！



減価償却はかならず最後に『1円』を

必ず備忘価格として1円の未償却金額が残ります。

※耐用年数の変更により計算方法が変わる場合があります。

★ 減価償却費を計上する場合は、固定資産税の償却資産申告を先に済ませてください。

◎平成19年3月31日までに購入した場合（旧定額法）

$$\text{取得価格} \times 90\% \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{農業割合} = \text{その年分の減価償却}$$

◎ 初めて未償却残高が取得価格の5%を下回る年は、未償却残高が取得価格の5%になるように減価償却費を調整してください。

例

取得価格200万円、前年の未償却残高20万円、1年分の減価償却費が15万円
今年の減価償却費は**15万円ではなく**、 $20万円 - (200万円 \times 5\%)$ で**10万円**

以降4年間は取得価格の1%を、5年目に取得価格の1%-1円を経費として、最後に1円を残して減価償却終了となります。

例2)

平成18年4月 乗用トラクター購入 取得価格300万円 農業割合100%

旧耐用年数8年 償却率0.125（平成20年まで）

新耐用年数7年 償却率0.142（平成21年以降）

申告年	計算式	必要経費算入額	未償却残高
平成18年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (9月/12月) \times 100\%$	253,125	2,746,875
平成19年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (12月/12月) \times 100\%$	337,500	2,409,375
平成20年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (12月/12月) \times 100\%$	337,500	2,071,875
平成21年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	1,688,475
平成22年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	1,305,075
平成23年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	921,675
平成24年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	538,275
平成25年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	154,875
平成26年分	取得価格の5%を残す	4,875	150,000
平成27年分	取得価格の1%	30,000	120,000
平成28年分	取得価格の1%	30,000	90,000
平成29年分	取得価格の1%	30,000	60,000
平成30年分	取得価格の1%	30,000	30,000
平成31年分	取得価格の1%-1	29,999	1

⑩減価償却費の計算

* 個別の計算ができない場合は、「償却資産名」から「取得価格」まで記入してください。

償却資産名	年式	資産の購入の状況	取得年月	取得価格 イ	償却基礎金額 イ×0.9 (旧定額のみ) ロ		耐用 年数	償却率 ハ	本年中の 償却月数 ニ	農業割合 (%) ホ	減価償却費 (ロ×ハ×ニ×ホ) ヘ	未償却残高 (イ-ト-ヘ) ニ	旧耐用 年数	前年までの 償却累計額 ト
					イ	ロ								
例：コンバイン（自脱型）	H28	新規・中古	H28年4月	2,000,000			7	0.143	12/12	100	286,000	69,500	5	1,644,500
例：コンバイン（自脱型）	RO1	新規・中古	RO1年5月	2,000,000			7	0.143	12/12	100	286,000	951,333	5	762,667
例：軽トラック	R05	新規・中古	R05年5月	1,500,000			4	0.250	8/12	100	250,000	1,250,000	4	0
トラクター（乗用型）		新規・中古	年 月				7		/12				8	
コンバイン（自脱型）		新規・中古	年 月				7		/12				5	
代掻機		新規・中古	年 月				7		/12				5	
播種機		新規・中古	年 月				7		/12				5	
籾すり機		新規・中古	年 月				7		/12				8	
乾燥機		新規・中古	年 月				7		/12				8	
軽トラック		新規・中古	年 月				4		/12				4	
田植機		新規・中古	年 月				7		/12				5	
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
		新規・中古	年 月						/12					
合計 ⑩														

主な資産の耐用年数及び償却率

種類	用途・構造	細目	耐用年数	定額法	
					農業用償却資産
トラクター（歩行型）	7	0.143			
耕うん機	7	0.143			
プラウ	7	0.143			
ロータリー	7	0.143			
ハロー	7	0.143			
代掻機	7	0.143			
畝立機	7	0.143			
管理機	7	0.143			
あぜ塗り機	7	0.143			
栽培管理用機具	田植機	7	0.143		
	育苗機	7	0.143		
	播種機	7	0.143		
	堆肥散布機(マニュアルレック)	7	0.143		
	石灰散布機(ライムター)	7	0.143		
	施肥播種機(ロードキャスト含む)	7	0.143		
	防除用機具	散布機	7	0.143	
		噴霧機	7	0.143	
スピードスプレーヤ		7	0.143		
穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン	7	0.143		
	普通型コンバイン	7	0.143		
	刈取機(バインダ-含む)	7	0.143		
	脱穀機	7	0.143		
	粃すり機	7	0.143		
	穀物乾燥機	7	0.143		
	ハーベスター	7	0.143		
その他の農作物 収穫調整用機具	収穫機	7	0.143		
	粒選機	7	0.143		
	つる切機	7	0.143		
	乾燥機	7	0.143		

種類	用途・構造	細目	耐用年数		H19年3月以前 に取得したもの	定額法		
			新	旧				
農業用償却資産	農産物処理加工用機具	選果機	7	8	0.142	0.143		
		選別機	7	8	0.142	0.143		
		はく皮精製機	7	8	0.142	0.143		
		縄ない機	7	8	0.142	0.143		
	運搬用器具	動力運搬車（一輪、二輪）	7	4	0.142	0.143		
		荷車	7	4	0.142	0.143		
		トレーラー	7	4	0.142	0.143		
		リヤカー	7	4	0.142	0.143		
		除雪作業車（自走式）	4	4	0.250	0.250		
		除雪機（小型エンジン・手押し式）	10	5	0.100	0.100		
		精米機	7	10	0.142	0.143		
	その他機具	パソコン(サーバ-用以外)	4	4	0.250	0.250		
		常設の金属製パイプハウス	14	15	0.071	0.072		
		たためる金属製パイプハウス	10	10	0.100	0.100		
		その他（主として金属製）	7	10	0.142	0.143		
		その他のもの	7	5	0.142	0.143		
		運搬	一般用	貨物自動車（軽）	4	4	0.250	0.250
				貨物自動車（普通）	5	5	0.200	0.200
				運搬機	5	5	0.200	0.200
	建物	木造・合成樹脂造のもの	住宅用・店舗用のもの	22	22	0.046	0.046	
			作業場用・倉庫用のもの	15	15	0.066	0.067	
		木骨モルタル造のもの	住宅用・店舗用のもの	20	20	0.050	0.050	
			作業場用・倉庫用のもの	14	14	0.071	0.072	
		れんが造・石造・ ブロック造のもの	住宅用・店舗用のもの	38	38	0.027	0.027	
			作業場用・倉庫用のもの	34	34	0.030	0.030	

◎中古資産の耐用年数

中古資産の場合は、次の計算によって耐用年数とすることができます。
※1年未満の端数は切捨て、2年に満たない場合は2年とします。

①耐用年数を全部経過しているもの

・法定耐用年数の20%

【例】 法定耐用年数7年の場合 $7年 \times 20\% = 1.4年 \Rightarrow 2年$

②耐用年数の一部を経過しているもの

・法定耐用年数 - (経過年数 \times 80%)

【例】 法定耐用年数7年、経過年数が3年の場合
 $7年 - (3年 \times 80\%) = 4.6年 \Rightarrow 4年$

経費合計

科目番号	科目	金額
⑧	雇人費	
⑨	小作料・賃借料	
⑩	減価償却費	
⑪	貸倒金	
⑫	利子割引料	
⑬	租税公課	
⑭	種苗費	
⑮	素畜費	
⑯	肥料費	
⑰	飼料費	
⑱	農具費	
⑲	農薬衛生費	
㉑	諸材料費	
㉒	修繕費	
㉓	動力光熱費	
㉔	作業用衣料費	
㉕	農業共済掛金	
㉖	荷造運賃手数料	
㉗	土地改良費	
㉘～㉙	その他	
㉚	雑費	
経費合計		

収入合計 - 経費合計 - 専従者給与 = 農業所得

専従者について(白色申告の場合)

*生計を一緒にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、1年のうち6ヶ月を超える期間、農業をした場合は農業をした親族(事業専従者)1人につき次の①、②いずれか少ない方の金額を経費にすることができます。



- ① **限度額は** 配偶者：860,000円 配偶者以外：500,000円
⇒これ以上の金額を経費にすることはできません。
- ② 【(収入合計-経費合計)の金額】÷(事業専従者数+あなた本人)

◆例

妻と子の2人が農業を手伝っています。

【例1】 農業経営者 収入150万 経費60万 控除前所得90万円
 $(150万 - 60万) \div (2 + 1) = 30万$
 $30万 < 86万$ (妻) $30万 < 50万$ (子)
 ⇒妻・子の専従者給与額は**30万**
 農業経営者の控除後所得(農業所得)は
 $収入150万 - 経費60万 - (専従者控除30万 \times 2) = 30万$

【例2】 農業経営者 収入500万 経費200万 控除前所得300万円
 $(500万 - 200万) \div (2 + 1) = 100万$
 $100万 > 86万$ (妻) $100万 > 50万$ (子)
 ⇒それぞれ限度額を超えたので86万(妻)・50万(子)となる。
 農業経営者の控除後所得(農業所得)は
 $収入500万 - 経費200万 - (専従者控除86万 + 50万) = 164万$

白色申告において、1人当たりの専従者給与額が経営者の農業所得を超えることはありません！ご注意ください。

帳簿の作成及び保存は、白色・青色申告を問わず
平成26年から義務化されています。

税務調査の際に提出を求められる場合があるので、
必ず作成して、関連資料含め5年間保存しましょう。

**こちらのノートは申告の時に
領収書等と一緒に持ってきてください**

御不明な点はお問合せください。

大石田町 町民税務課 税務グループ TEL35-2111(内線125・126)